

「大分県内企業魅力発見バスツアー」開催業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「大分県内企業魅力発見バスツアー」開催業務委託

2 実施目的

県外大学等に進学した者を対象に、県内企業へのバスツアーを通じ、その魅力を体感、実感し、県内企業に対する理解を深めることで、県内就職及び本県へのU I Jターンを促進する。

3 委託業務の内容

(1) 時期及び回数

時期：平成30年12月1日から平成31年2月28日まで

回数：2回（全て日帰り） ※1回×2コース 計4コース

(2) バスツアー内容

ア 訪問コース

① 1コースあたり、2社程度を訪問すること。

② バス発着基点は、福岡県内とする。

③ 各コースにテーマを設定すること。

例 技術系コース、総合職コース、女性活躍コース 等

イ 職場見学

ウ 若手社員等との交流

① 若手社員等からの説明（自己紹介、就職活動体験談等）、参加者からの質疑応答

② 形式は若手社員と参加者が活発に交流できるよう工夫すること。

エ 訪問企業及び参加学生に対するアンケート調査及び集計

(3) 訪問企業の選定

以下の要件を満たし、設定した各コースのテーマに沿った企業を企画提案すること。また、各コースの企業の組合せ（企業の規模や地域性）を工夫すること。ただし、企画提案段階において、企業への打診等は行わないこと。

要件① 主たる事業所または就業場所が大分県内に所在する企業

② 平成32年3月大学等卒業予定者の正規採用を予定している企業

※ 訪問企業の決定等（上記②の確認含む）については、受託決定後、県と調整のうえ行う。

(4) 本催事に使用する送迎バスの運行について

ア 出発（=到着）地から訪問先企業までの送迎バスを確保すること。

イ 本送迎バス運行業務は、安全かつ効率的に行うこと。

ウ バスによる送迎ルートの設定は、受託者の創意工夫によるものとする。

ただし、発着基点は福岡県内とし、大分駅を経由すること。

エ 有料道路料金及び駐車に係る利用料金は、当該委託金額に含むものとする。

オ 希望者は、ツアー終了後、大分市内での下車を可とする。

(5) 参加者の募集等について

ア 参加者 80名程度（1コース×20名程度）

ただし、以下の要件を満たす者とする。（①から③の順に優先）

- ①大分県出身の平成32年3月県外大学等卒業予定者
- ②おおいた学生登録者
- ③大分県内企業への就職に関心のある学生

イ 広報・申込受付

- ①ポスター、チラシを作成し、福岡県内大学等を中心に配布すること。
- ②福岡県内で学生の利用が多い駅構内において交通広告を行うこと。
- ③WEB上のDM配信等、対象者に対し、効果的に周知・広報すること。
- ④要件を満たす者を優先し、WEB上で申込み受け付けをすること。
- ⑤その他、県と協議のうえ決定する。

(6) 当該ツアーにかかる資料等の作成

ア ツアー当日のスケジュール、注意事項等を記した配布資料（スタッフ向け・訪問企業向け・参加者向け）を作成すること。

なお、配付資料は、県が指定する日時までに原稿を作成し、県の下承を得た後、必要部数を印刷すること。

イ その他本事業実施に必要な備品等の作成を行うこと。

(7) アンケートの実施、報告書作成

ア 参加者（学生・企業）に対しアンケート調査及び集計を行うこと。

なお、アンケートは、県が指定する日時までに原稿を作成し、県の下承を得た後、必要部数を印刷すること。

イ 業務完了後、業務概要全体（開催・運営状況、アンケート結果等）についての報告書を作成し、紙媒体1部及び電子媒体を県に提出すること。

(8) 参加者の昼食について

ア 昼食会場（場所）を確保すること。

イ 希望する参加者に対し、昼食の手配及び集金を行うこと。（昼食代は参加者負担）
ただし、道の駅等の昼食場所で、自由行動とすることも可とする。（昼食代は参加者負担・昼食の斡旋なし）

(9) 損害保険について

参加者分の損害保険に加入すること。（委託金額に含む）

(10) 開催前日までの企画協議

協議は、県庁舎内において5回以上行うこととする。

(11) 禁止事項

ア 訪問企業による採用のための個人情報取得は不可とする。

イ 訪問企業によるツアー中の選考につながるとみなされる行為は禁止する。

（例） 選考のため志望先企業等を聞く行為、その他特定の個人に対して、就職に係る質疑を繰り返すなどの行為。

(12) その他留意事項

ア 事業効果を高めることを目的に、当該仕様以外の内容を付加することは、差し支えない。

イ 事前に現地確認を行い、企業の施設管理者等との連絡調整を図ること。

ウ 委託契約期間終了後も、本催事にかかる照会、報告等があった場合は、大分県への確に連絡するなど誠実な対応を行うこと。

エ 受託事業の実施にともなう制作物（運営マニュアル、ロゴマーク、タイトル、コピー等）の著作権は大分県に帰属する。

オ その他、必要に応じて大分県と協議のうえ、変更及び決定すること。